

石綿含有一般廃棄物等に係る無害化処理の内容等の基準等の一部を改正する件(案) 新旧対照表
 ○ 石綿含有一般廃棄物等に係る無害化処理の内容等の基準等(平成十八年七月環境省告示第九十九号)(抄)

(傍線の部分は改正部分)

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">(無害化の基準)</p> <p>第一条 石綿含有一般廃棄物(無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物(平成十八年七月環境省告示第九十八号。以下「告示」という。))<u>第一項に規定する石綿含有一般廃棄物</u>をいう。以下同じ。)、<u>廃石綿等(告示第二項第四号に規定する廃石綿等をいう。以下同じ。)</u>又は石綿含有産業廃棄物(告示第二項第五号に規定する石綿含有産業廃棄物をいう。以下同じ。)<u>に</u>係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下「規則」という。))<u>第六条の二十四の四第一号及び第十二条の十二の十六第一号の規定により環境大臣が定める基準は、石綿が検出されないこととする。</u></p> <p>2 3 (略)</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p style="text-align: center;">(無害化の基準)</p> <p>第一条 石綿含有一般廃棄物(無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物(平成十八年七月環境省告示第九十八号。以下「告示」という。))<u>第一項に規定する石綿含有一般廃棄物</u>をいう。以下同じ。)、<u>廃石綿等(告示第二項第一号に規定する廃石綿等をいう。以下同じ。)</u>又は石綿含有産業廃棄物(告示第二項第二号に規定する石綿含有産業廃棄物をいう。以下同じ。)<u>に</u>係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下「規則」という。))<u>第六条の二十四の四第一号及び第十二条の十二の十六第一号の規定により環境大臣が定める基準は、石綿が検出されないこととする。</u></p> <p>2 3 (略)</p>